

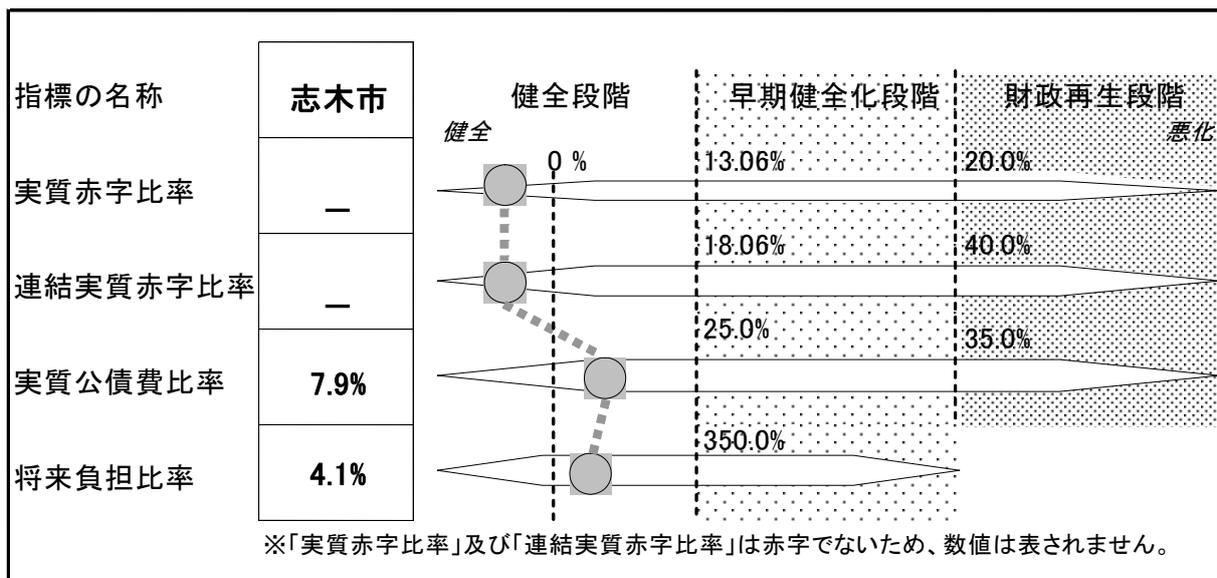
平成19年度志木市健全化判断比率等について

1 目的

健全化判断比率等は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が制定されたことにより、平成19年度決算から公表が義務付けられた指標であり、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の意見を付して市議会へ報告するとともに、その結果を公表するものであります。

2 指標の結果

◆健全化判断比率



◆資金不足比率

会計の名称	志木市	経営健全化基準
水道事業会計	—	20%
病院事業会計	—	
下水道事業特別会計	—	
館第一排水ポンプ場特別会計	—	

3 指標の解説

◆健全化判断比率

① 実質赤字比率

歳入総額から歳出総額を差し引き、更に翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた額に対し、標準財政規模（市が通常収入されると予想できる経常的一般財源の規模）で割った比率となり、黒字か赤字かを判断する指標となります。

本市の場合、赤字ではないため、「—」として表示しています。

② 連結実質赤字比率

全会計の赤字額から黒字額を引いたものを標準財政規模で割った比率となりますが、一部事務組合や第三セクター、公社等は、含まれていません。

本市の場合、一般会計の他、特別会計及び企業会計を含めた会計を対象としています。

一般会計の実質赤字の額と特別会計及び公営企業会計における資金の剰余額の合計から一般会計における実質赤字額と特別会計及び公営企業会計における資金不足の合計を差し引いたものを標準財政規模で割ったものです。

本市の場合、赤字ではないため、「—」で表示していますが、病院の累積欠損金約2億4千万円については、指標に反映されていません。

③ 実質公債費比率

公債費や特別会計、企業会計に対する繰出金のうち、公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額が標準的財政規模に対し、どの程度の割合で占めているかを過去3カ年の平均値で表したものです。

収入のうち、どのくらいを借金の返済に充てているかを示すものであり、一般会計、特別会計及び企業会計の他に一部事務組合等が対象となり、本市の場合、「7.9%」となっています。

なお、前年度の数値（12.2%）から大きく減少しておりますが、これは、今回の実質公債費比率を算定するにあたり、都市計画税収入分を公債費に対して充当することがルールとして可能となったことによるものです。

④ 将来負担比率

将来負担比率とは、普通会計が背負っている借金等が普通会計の標準的な年間収入に対しどのくらい占めているかを示す比率になります。対象は、一般会計、特別会計及び企業会計の他に一部事務組合、更には、公社までも含み、本市の場合、「4.1%」となっています。

◆資金不足比率

資金不足比率とは、公営企業会計ごとの事業の規模に対する、資金の不足額の割合を示すものです。本市の場合、資金不足額がないため、「-」と表示しています。

4 今後の財政運営と課題

今回算出した指標は、早期健全化（経営健全化）基準（イエローカード）や財政再生基準（レッドカード）に該当する数値とはなっておりませんが、現在、借地で利用している志木第二小学校、志木第三小学校、宗岡第三小学校の用地については、今後、相続時に買い取りが予想されることなどは、今回の指標には反映されておられません。

仮に用地取得費用の約21億円を算入した場合、将来負担比率は、4.1%から24.4%になり、大幅に上昇することになります。

さらに、小中学校の耐震補強工事に約16億円の費用がかかるほか、庁舎の耐震補強等工事を行った場合、約20数億円の費用が必要となります。また、下水道事業における中継ポンプ場更新工事等に約18億5千万円など、今後も見込まれる財政需要は、山積していることから、引き続き厳しい財政運営が予想されます。

今後においても「志木市行財政再生プラン」の着実な推進を図り、今回の結果に安心することなく財政基盤を強化し、一層の健全化に努めてまいります。